

# 公益社団法人日本空手協会 代議員選挙規則

## (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本空手協会(以下「本協会」という。)定款第12条の規定に基づき、代議員選挙の管理執行等について必要な事項を定めることを目的とする。

## (選挙区分)

第2条 代議員選挙区分は、主たる事務所及び都道府県(以下「都道府県」という。)の区域とする。

## (代議員選挙)

第3条 代議員選挙は、各選挙区において執行する。

## (選挙の管理及び執行)

第4条 代議員選挙の管理及び執行等は、主たる事務所及び都道府県が各選挙区に設置する選挙管理委員会(以下「地方選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。

2 地方選挙管理委員会は、主たる事務所の会長及び都道府県本部長(以下「本部長等」という。)が選挙区の中から指名する3人以上5人以内の委員を以て組織する。ただし、代議員に立候補しようとする者は、地方選挙管理委員会委員(以下「委員」という。)になることはできない。

3 委員の任期は、次回の代議員選挙の委員が指名されるまでとする。

4 地方選挙管理委員会は、委員の互選により委員長を選出する。

5 委員長は、地方選挙管理委員会を主宰する。

## (委員会の独立性)

第5条 地方選挙管理委員会は、理事及び理事会等から独立して運営されなければならない。

## (選挙の実施)

第6条 代議員の選挙権及び被選挙権は、定款第5条に規定する選挙区の正会員が有する。

2 地方選挙管理委員会は、選挙期日、立候補者の資格及び投票の方法等を定め、正会員に通知しなければならない。

3 代議員の選挙は、正会員の投票によって行う。

(投票の有効性)

第7条 投票の有効性は、地方選挙管理委員会が決定する。

2 次の各号の一に該当する投票は無効とする。

- (1) 選挙期日後に投票されたもの
- (2) 記載内容が確認しがたいもの
- (3) 正会員の投票と認められないもの

(当選者の決定)

第8条 当選者は、有効投票の得票数の多い順位により決定する。

2 得票数が同一の場合は、地方選挙管理委員会が抽選により順位を決定する。

3 候補者数が、代議員定数を超えなかった場合は、無投票当選とする。

4 地方選挙管理委員会は、当選者を本協会中央選挙管理委員会及び本部長等に報告し、選挙区の正会員に周知しなければならない。

5 本部長等は、決定した代議員の氏名等を本協会会長に報告しなければならない。

(異議申し立て)

第9条 正会員は、選挙が不正に行われたことを理由として当選者の決定に異議のある場合は、選挙終了後2か月以内に、地方選挙管理委員会に文書により異議を申し立てることができる。

2 地方選挙管理委員会は、異議の内容が選挙の結果に影響を及ぼしたと認めるときは、選挙の全部又は一部の無効を決定する。

(記録の保存)

第10条 地方選挙管理委員会は、選挙に関する次の各号に掲げる文書等を全投票用紙と共に代議員の任期中保存しなければならない。

- (1) 地方選挙管理委員会委員の任命記録
- (2) 地方選挙委員会の議事録
- (3) 立候補届
- (4) 開票結果
- (5) 当選決定記録

(補欠)

第11条 当選しなかった候補者をその得票順に補欠とし、当選者が欠けたときは、その順位に従い代議員に繰り上げる。

2 補欠の在任期間は、次の代議員選挙までとする。

(補則)

第12条 代議員選挙は、本協会定款及び本規則に定めるもののほか、必要な事項は本協会理事会が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年12月10日から施行する。

この規則は、平成29年11月29日から施行する。